

## 研究データエコシステム中国四国コンソーシアム 会員規約

### 第1条（目的）

「研究データエコシステム中国四国コンソーシアム」（以下「本会」という。）は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県（以下「中国四国地区」という）に研究データエコシステムの構築拠点を整備し、国公立大学、高等専門学校、公的研究機関その他の学術研究機関が相互に連携し協力することで、我が国の研究データ基盤の普及と発展に寄与することを目的とする。

### 第2条（会員資格）

- 1 中国四国地区か否かを問わず、国公立大学、高等専門学校、公的研究機関その他の学術研究機関、又はこれらの機関の部署のみが会員になることができる。なお、研究者個人は会員になることができない。
- 2 同一機関から複数部署が会員になる場合は、特別な事由がない限り、代表する部署を定め、一会員として加入するものとする。

### 第3条（入会の手続）

- 1 会員となろうとする者（以下、「申込者」という。）は、本規約に同意のうえ、当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、当会が指定する窓口へ申込書を送付しなければならない。
- 2 当会は、当会の基準に従って申込者の入会の可否を判断したうえで、申込者に通知を行う。
- 3 当会が、その入会を許可する通知を申込者に発信した時点をもって、本規約に基づく契約（以下、「会員契約」という。）が会員と当会の間に成立する。

### 第4条（登録情報の変更）

登録情報に変更があった場合、会員は、当会所定の方法でその旨通知・連絡をするものとする。会員が登録情報の変更を速やかに通知・連絡しなかったことによって会員に損害が生じたとしても、当該損害について当会は一切責任を負わない。

## 第5条（本規約の変更）

- 1 当会は、必要に応じ、随時、本規約の全部又は一部を変更することができ、会員は、これらの変更を当会が行うことを予め本規約をもって承諾するものとする。
- 2 当会は、本規約の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の1ヶ月前までに、当該変更の内容を、会員に通知しなければならない。これを怠ったときは、前項に基づく本規約の変更は、効力を有さない。
- 3 会員が前項の通知を受けた後、当会の活動に参加した場合（資料等の利用を含む。）、あるいは、前項の通知を受けてから1ヶ月以内に会員が会員契約を解約しなかった場合、会員は、変更希望日から変更後の本規約が適用されることに同意したものとする。

## 第6条（活動内容）

本会の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員又は会員が所属する学術研究機関の研究データポリシーの策定と、その運用のための体制整備などに関する情報交換
- (2) 学術研究機関における研究データの管理・公開・利活用に関するセミナー開催
- (3) 研究データ管理に必要な基盤システム、人材、教材などの知見の共有
- (4) webサイトの運営を通じた本会の活動紹介
- (5) 本会の活動成果・事例の全国展開
- (6) その他、研究データエコシステム構築に関する事業

## 第7条（会長・事務局）

- 1 本会の会長は、「A I等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業研究データ管理スタートアップ支援事業」の受託代表者が務める。
- 2 本会の事務局は、広島大学財務・総務室情報部内に設置する。

## 第8条（会費）

会員の会費は、無料とする。ただし、会員の個別の活動、会議参加にかかる費用は、各会員が負担する。

### **第9条（活動期限）**

本会の活動期間は、2026年度末までとする。その時点で、会員との会員契約は終了する。ただし、当会及び会員の協議に基づいて、会員契約の期間を延長することができる。

### **第10条（任意退会）**

会員は、当会が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### **第11条（除名）**

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当会は当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 当会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### 附 則

この規約は、令和6年11月29日から施行し、令和6年9月4日から適用する。